



平成26年 1月31日
四国地方整備局
那賀川河川事務所

河川協力団体の募集について

～那賀川・派川那賀川・桑野川の河川協力団体を募集します～

「水防法及び河川法の一部を改正する法律」が平成25年6月12日に改正され、この中で河川協力団体が創設されました。

河川協力団体指定制度は、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するものであり、これらの団体を河川協力団体に指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

河川協力団体の指定は、要件を満たす団体を広く募集し、申請のあった団体の中から審査のうえ、指定を行います。

那賀川河川事務所では管理する那賀川、派川那賀川、桑野川で河川協力団体として活動いただける企業、団体を募集します。

募集期間：平成26年2月3日(月)から平成26年2月28日(金)まで

詳しくは別紙「募集要項」をご覧ください。

※詳細については当事務所HP

(<http://www.skr.mlit.go.jp/nakagawa/notice/invite/cooperation.html>) をご覧ください。

※本施策は、四国圏広域地方計画「No.5 地域の連携による発展に向けた地域力向上プロジェクト」の取り組みに関連します。

問い合わせ先:国土交通省 那賀川河川事務所 管理課

ゆさ しょうじ

副 所 長 :湯佐 昭二(内線:205)

いけぞえ よしきよ

◎管理課長:池添 好巨(内線:331)

TEL:0884-22-6592(管理課直通)

◎ :主な問い合わせ先

那賀川・派川那賀川・桑野川河川協力団体募集要項

1. 河川協力団体指定制度の概要

河川協力団体指定制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するものであり、これらの団体を河川協力団体に指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

そのため、河川協力団体の指定は、要件を満たす団体を広く募集し、申請のあった団体の中から、審査のうえ、指定を行います。

河川協力団体に指定されると、活動を行う上で必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

2. 対象となる活動及び区間

(1) 対象となる活動

募集する活動内容は、次のうち、いずれか1以上の活動とします。

- ① 河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持
- ② 河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
- ③ 河川の管理に関する調査研究
- ④ 河川の管理に関する知識の普及及び啓発
- ⑤ 上記に掲げる業務に附帯する業務

(2) 対象となる区間

上記(1)の活動を実施していただく区間は、おおむね次の区間内とします。

- ・那賀川(河口から上流の約18.04Kmの国管理区間)
- ・派川那賀川(河口から上流の約3.63Kmの国管理区間)
- ・桑野川(河口から上流の約7.00Kmの国管理区間)

なお、申請に当たり、活動を希望する区間を申請してください。

3. 申請資格

申請を行うことができる者は、法人又は河川法施行規則(昭和40年建設省令第7号)第33条の8に規定する団体(以下「法人等」という。)であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

- (1) 代表者が定まっていること。
- (2) 事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約そ

の他これに準ずるものを有していること。

- (3) 適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
- (4) 法人等の構成員(役員を含む。)が5名以上いること。
- (5) 申請時点において、法人等の設立後5年以上(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。)が経過し、その間法人等の規約に大きな変更がないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 直近1年間の税を滞納していないこと。
- (9) 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないこと。
- (10)河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外は、河川協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

4. 申請書類

(1)河川協力団体の指定を受けるために申請を行う法人等は、別添申請書に、以下に掲げる書類を添えて提出してください。

- ① 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの
- ② 直近おおむね5年間の活動実績報告書
- ③ 指定後おおむね5年間の活動実施計画書
- ④ 法人等の監査報告書又は収支計算書
- ⑤ 法人等の納税証明書(課税対象団体である場合に限る。)
- ⑥ その他、河川管理者が必要と認める書類

(2)申請にあたっての留意事項

- ① 提出された書類は、返却いたしません。
- ② 申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。
- ③ 提出された書類は、本審査以外の目的には使用しません。

5. 募集期間

平成26年2月3日(月)から平成26年2月28日(金)まで

6. 提出先

以下の提出先に、持参又は郵送により提出すること。

ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、募集期間内必着とする。

〒774-0011

徳島県阿南市領家町室ノ内390

国土交通省 那賀川河川事務所 管理課

TEL 0884-22-6592

7. 審査方法

(1) 審査方法

河川協力団体の指定を行うにあたり、審査会を設置し、申請書類の確認及び審査を行います。

なお、地方整備局長等は、委員会を設置し、審査会の報告の内容について意見を聴くものとします。

(2) 審査基準

① 申請時に提出のあった活動実績報告書の審査については、以下に掲げる基準に基づき審査を行います。

(ア) 継続性: 直近おおむね5年間にわたり、河川協力団体として活動を行う河川の区間において、河川管理に資する非営利活動を継続的に行っていること。

(イ) 公共性: 上記の非営利活動が、河川管理者から後援された活動、河川管理者と共同で実施した活動その他の河川管理者との協力関係が認められる活動であること。

(ウ) 活動姿勢: 直近おおむね5年間において、河川管理又は他の民間団体等の河川管理に資する活動の支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていないこと。

② 申請時に提出のあった活動実施計画書の審査については、以下に掲げる基準に基づき審査を行います。

(ア) 実効性: 過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。

(イ) 貢献度: 河川管理に対する貢献が認められること。

(ウ) 協調性: 活動にあたって地域(住民、市町村、他の民間団体等)との連携等が認められること。

(3)ヒアリング

審査にあたっては、審査会においてヒアリングを実施します。

8. 結果の通知

(1)河川協力団体の指定を受ける法人等に対しては、河川協力団体指定証を発行します。

また、法人等の名称、住所及び事務所の所在地を公示します。

(2)上記河川協力団体指定証には、法人等の名称及び業務を行う河川の区間を明記し、指定番号の登録を行います。

(3)河川協力団体の指定を受けることができない法人等に対しては、その理由を付して書面にて通知を行います。

9. 指定後の留意事項

(1)河川協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書に基づき、河川協力団体の業務を適正かつ確実に実施していただきます。

(2)河川協力団体の指定を受けた団体は、事務所等の長に対して活動実施計画書の計画期間の終了前に、当該計画期間の終了後の次の計画期間の活動実施計画書を提出してください。

(3)河川協力団体の指定を受けた団体が、活動実施計画書を変更しようとするときは、速やかに事務所等の長に対して、変更の内容を明らかにする書類を提出してください。

(4)河川協力団体の指定を受けた団体は、事務所等の長の求めに応じ、活動状況について報告を行ってください。

(5)河川協力団体の代表者が変更となった場合又は河川協力団体が解散をした場合には、速やかに事務所等の長に対して報告してください。

10. 指定の取り消し

河川協力団体の指定を受けた団体が、以下に掲げる事項に該当する場合には、指定を取り消されます。

(1) 河川管理者が河川協力団体に対して行う業務運営についての改善措置命令に違反した場合。

(2) 河川協力団体が詐欺その他不正の手段により指定を受けた場合。

(3) 河川協力団体から指定の取消しの申請があった場合。

11. 問い合わせ先

国土交通省 那賀川河川事務所 管理課

TEL 0884-22-6592

FAX 0884-22-9795

河川協力団体制度の創設

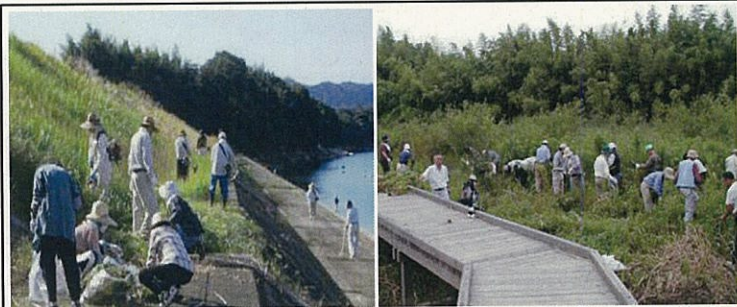
河川協力団体制度とは？

- ◆ 河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものです。
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

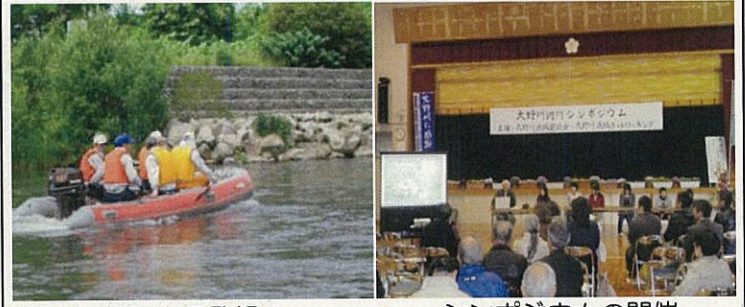
①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



河川敷清掃

ビオトープの整備

②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



船による監視

シンポジウムの開催

③河川の管理に関する調査研究



外来種調査

鳥類調査

④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



マイ防災マップづくり

安全利用講習

⑤上記に附帯する活動

■河川協力団体に指定されると

◆許可等の簡素化

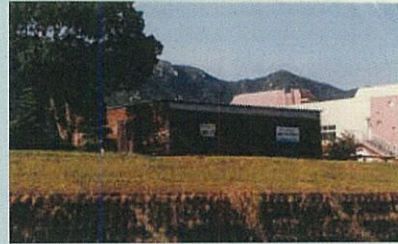
河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等※について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- ※ ・ 工事等の実施の承認（河川法第20条）
- ・ 土地の占用の許可（河川法第24条）
- ・ 土石以外の河川産出物の採取の許可（河川法第25条後段）
- ・ 工作物の新築等の許可（河川法第26条第1項）
- ・ 土地の掘削等の許可（河川法第27条第1項）
- ・ 権利の譲渡の承認（河川法第34条第1項（第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。））

例) 河川法第24条、第26条の許可が必要



市民団体による看板設置事例（太田川）



市民団体による活動拠点の整備事例（佐波川）

※ 河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。委託先については、公募等の適正な手続きを経て選定を行う予定です。

【現行】

地方公共団体にのみ委託可能



【法改正後】

国土交通省令で定める要件に該当するものに委託可能

《委託の例》

①「河川管理施設の維持」

例) 堤防上の草刈り



堤防除草

②「その他これに類する河川の管理に属する事項」

例) 河川敷の掘削、魚道の改良



ビオトープの整備



魚道の改良